東海２７第７００号
平成２７年１２月２日
ＦＡＸ公文

支部長　　殿

東海税理士会
会長　太田　直樹

個人番号カードの発行開始に伴う住民基本台帳カード用公的個人認証の電子証明書発行停止に関する周知について（お願い）

標題の件について、日税連より、別紙のとおり周知の協力方依頼がありましたので、本会においても支部会員へ周知を図られたく、ご協力方よろしくお願いいたします。

日連 27 第 1174 号
（認　第 37 号）
平成 27 年 11 月 27 日

税理士会会長　殿

日本税理士会連合会
会　長　神津　信一

個人番号カードの発行開始に伴う住民基本台帳カード用公的個人認証の電子証明書発行停止に関する周知について（お願い）

電子申告を行う際は電子証明書による電子署名が必要となりますが、電子証明書の一つとして、住民基本台帳カードに搭載される公的個人認証の電子証明書（以下、公的個人証明書）があります。これに関し、公的個人証明書の発行は個人番号カードの発行開始に伴い本年１２月２２日をもって終了されることとなりました。

納税者はもとより税理士も公的個人証明書を用い電子署名を行っていることがあるかと思われますが、代替となる個人番号カードは従前と異なり即時発行は行われず、また、発行申請が集中した際には入手まで１月以上の期間がかかるとされているため、公的個人証明書の期限切れや故障等不測の事態により期限内申告に支障をきたす虞があります。

従いまして、この旨ご周知いただくとともに、未だ公的個人証明書を用いている税理士に対し、日税連が交付している税理士用電子証明書の早急な取得を働きかけていただきますようよろしくお願い申し上げます。